

駅周辺谷戸地域空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉄道駅周辺谷戸地域の階段上部に存する空き家及び空き地の有効活用を通して、当該地区の活性化を図るために実施する空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅周辺谷戸地域 谷戸地域のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 階段上部 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車が入ることができる道路から階段を概ね40段以上登る場所及びこれに相当する場所をいう。
- (3) 空き家 一戸建ての住宅及び長屋で、現に居住の用に供されていない住宅（近く居住の用に供されなくなる予定のものを含む。）及び当該住宅の敷地（当該住宅と所有者が同一であるものに限る。）をいう。
- (4) 空き地 建築物の敷地の用に供していた土地（第4条第2項第1号に該当し、解体することが見込まれる家屋が存する土地を含む。）をいう。
- (5) 空き家バンク 所有者が売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を希望する駅周辺谷戸地域の階段上部に存する空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）について情報を登録し、当該空き家等の利用を希望する者に対し、情報の提供を行う事業をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の方法による空き家等の取引を妨げるものではない。

(物件登録)

第4条 空き家バンクに空き家等の登録を希望する者は、駅周辺谷戸地域空き家バンク登録申込書（第1号様式）に次の各号に掲げる図書を添付して市長に申込みをしなければならない。

- (1) 駅周辺谷戸地域空き家バンク登録カード（第2号様式）
- (2) 案内図
- (3) 空き家等を所有していることを証する書類
- (4) 間取り図
- (5) 外観及び内部の写真

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、市長が適当でないことを認

める空き家等を除き、空き家バンクに登録するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、速やかに審査し、空き家バンクの登録の可否を申込者に通知するものとする。

4 市長は、空き家バンクに登録された空き家等の情報を管理するため、空き家登録台帳を作成するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 空き家バンクに登録された空き家等の所有者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、当該変更の内容を記載した変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届出書の提出があった場合は、駅周辺谷戸地域空き家バンク登録カード及び空き家登録台帳の記載事項の修正を行うものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、次に掲げるときは、空き家バンクに登録された空き家等に係る登録を抹消するものとする。

(1) 第10条第2項の規定により売買等の契約が成立した旨の届出があったとき。

(2) 当該空き家等の所有権に移動があったとき。

(3) 登録事項に虚偽があったとき。

(4) 登録者から申出があったとき。

(5) その他登録が適当でないと市長が認めたとき。

(基本情報の公開)

第7条 市長は、空き家バンクに登録された空き家等について、外観等の基本情報を横須賀市ホームページにおいて公開する。

(交渉)

第8条 空き家バンクに登録された空き家等の売買等の交渉については、登録者及び空き家バンクに登録された空き家等の売買等を希望する者の間で行うものとし、市長は、直接これに関与しない。

2 交渉の結果、売買等の契約が成立した場合は、登録者は、市長にその旨を報告するものとする。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの実施に必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の谷戸モデル地区空き家バンク実施要綱第2条第3号の規定は、平成27年4月1日以降に谷戸モデル地区空き家バンクに登録の申込みをする空き家について適用し、同日前に谷戸モデル地区空き家バンクに登録された空き家については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条第1号関係）

- 1 鷹取1丁目及び鷹取2丁目
- 2 追浜本町1丁目
- 3 追浜東町1丁目から追浜東町3丁目まで
- 4 追浜町1丁目から追浜町3丁目まで
- 5 追浜南町1丁目
- 6 船越町1丁目から船越町5丁目まで及び船越町7丁目
- 7 田浦町1丁目から田浦町5丁目まで
- 8 長浦町1丁目から長浦町5丁目まで
- 9 吉倉町1丁目及び吉倉町2丁目
- 10 西逸見町1丁目から西逸見町3丁目まで
- 11 東逸見町1丁目から東逸見町4丁目まで
- 12 坂本町2丁目及び坂本町4丁目
- 13 汐入町1丁目から汐入町5丁目まで
- 14 本町2丁目
- 15 緑が丘
- 16 若松町3丁目
- 17 三春町5丁目及び三春町6丁目
- 18 富士見町1丁目から富士見町3丁目まで
- 19 田戸台
- 20 深田台
- 21 上町1丁目から上町4丁目まで
- 22 佐野町1丁目及び佐野町3丁目

第1号様式（第4条第1項関係）

駅周辺谷戸地域空き家バンク登録申込書

| | |
|---|--|
| 年 月 日 | |
| (あて先) 横須賀市長 | |
| 住 所 | |
| 申込者 氏 ^ま り ^り が ^り な ^り | |
| 生年月日 | |
| 登録する物件 の所在地 | |
| 物件区分 | |
| 取引区分 | |
| 取引希望者 との連絡方法 | |
| 添付書類 | |
| 同意事項 | <p>物件を登録するに当たり、横須賀市が空き家バンクの利用者に対し、必要な個人情報及び物件の情報を提供することに同意します。</p> <p>また、登録物件の売買等の交渉に当たっては、当事者間で責任をもって行います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 (印)</p> |
| (事務処理欄) | |

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。